

第9期 妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定に向けて

令和5年6月29日（木）

目次

1 第8期までの動向	1
地域包括ケアシステム	1
介護保険制度を取り巻く状況	1
2 計画の位置づけ	4
(1) 制度上の位置づけ	4
(2) 計画の位置づけ	4
3 国の動向	5
基本指針 見直しのポイント（案）	5
4 計画策定に向けて	6
第9期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ	6
5 地域が目指すビジョンの設定	8
6 計画策定スケジュール	9

1 第8期までの動向

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、それぞれの地域に合った、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

その中で、介護保険事業計画では、第6期計画（平成27年度～平成29年度）から、「地域包括ケア計画」として位置づけられ、団塊の世代が75歳以上となる2025年までの計画期間（第6期計画～第9期計画）を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされました。

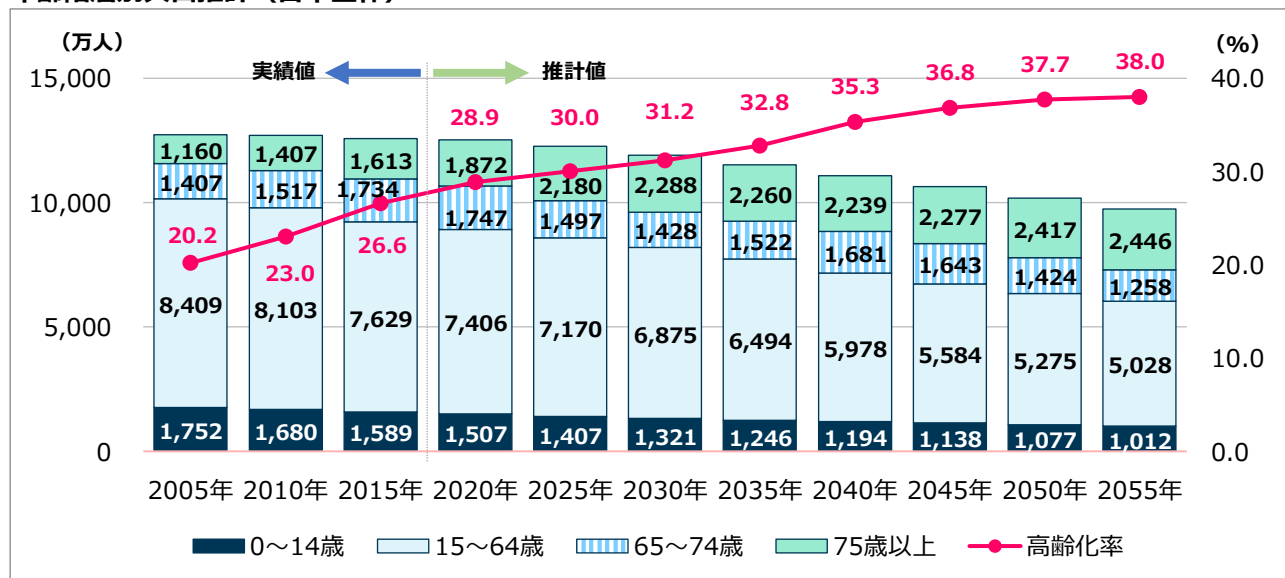
なお、第8期計画（令和3年度～5年度）では、いわゆる団塊の世代ジュニアが65歳を迎える、2040年を見据えた目標の設定が求められました。

介護保険制度を取り巻く状況

● 人口推計

日本の総人口が減少していく一方で、高齢者、特に75歳以上の高齢者の占める割合は増加していくと考えられています。また、要介護認定率・介護給付費が大きくなる85歳以上の人口も急増する見込みとなっています。

年齢階層別人口推計（日本全体）

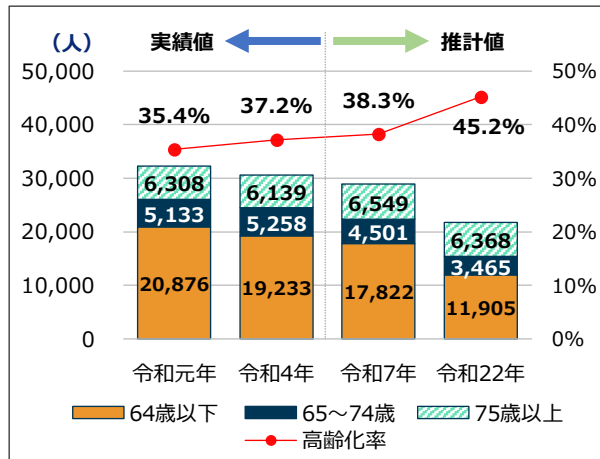


2015年以前は総務省統計局『国勢調査』
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成29年推計）』

妙高市においても、総人口のうち、特に64歳以下の人口が減少し続ける中、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいで推移しており、高齢化率は上昇し続けています。今後も同様に推移すると考えられており、令和22(2040)年には65歳以上の高齢者人口の割合が、令和元年より約10%上昇すると共に、75歳以上の高齢者人口の割合も令和元年より9.8%上昇すると推計されています。

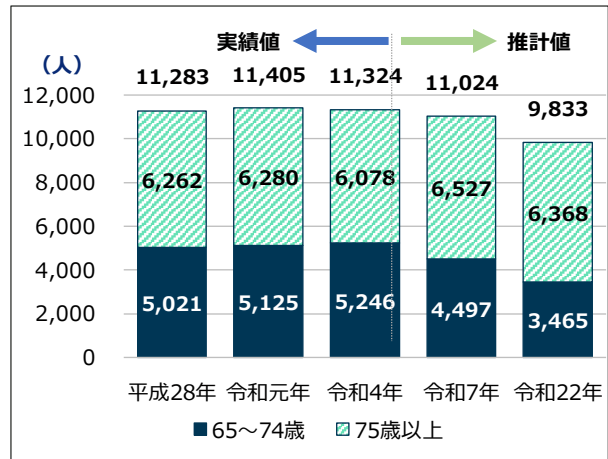
そのため、必要な人に必要な介護サービスが安定して提供されるようにするため、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進による健康寿命の延伸と、関係者の連携による一体的なサービス提供が求められます。

妙高市の人口推計



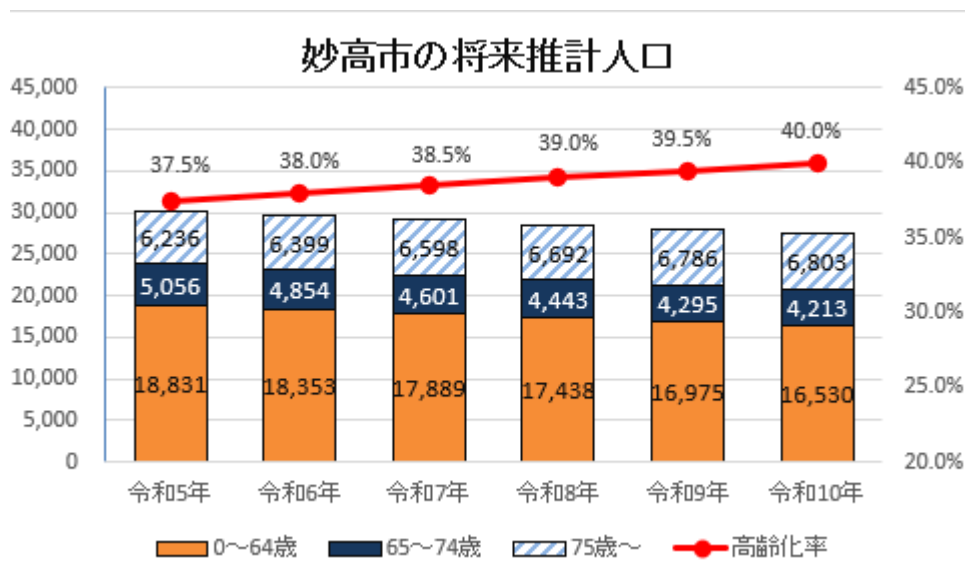
実績値は住民基本台帳（各年3月末）
推計値は「第8期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

妙高市の第1号被保険者の推計



実績値は住民基本台帳（各年3月末）
推計値は「第8期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

〔参考〕第9期計画策定に向けた妙高市の将来人口推計（暫定値）



● サービス量等の推計

地域包括ケア「見える化」システムの推計によると、75 歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、サービス量等についても、今後 2040 年まで継続していくと見込まれています。

● 介護職員の必要数の推計

厚生労働省による介護職員の必要数の推計では、2040 年度には、2019 年度の実数 211 万人から 69 万人増加し約 280 万人が必要になるとされています。

新潟県でも、令和 7（2025）年度には介護職員の必要数が見込み数を 3,973 人上回る 44,360 人になると推計されています（地域包括ケア「見える化」システム）。

妙高市において、令和 4 年に実施した介護人材実態調査では、過去 1 年間の採用者数が 88 人に対し、離職者数は 96 人となっており、従業員が減少している状況が伺えます。

また、従業員のうち特に介護職員について 68.6%にあたる 35 か所の事業所で、従業者が「不足している・やや不足している」と回答しています。

それ以外にも、従業員のうち 30 歳未満は 9.5%なのに対し、60 歳以上は 29.4%となっており、従業員不足、従業員の高齢化が伺える結果となりました。

2 計画の位置づけ

(1) 制度上の位置づけ

高齢者福祉計画

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」

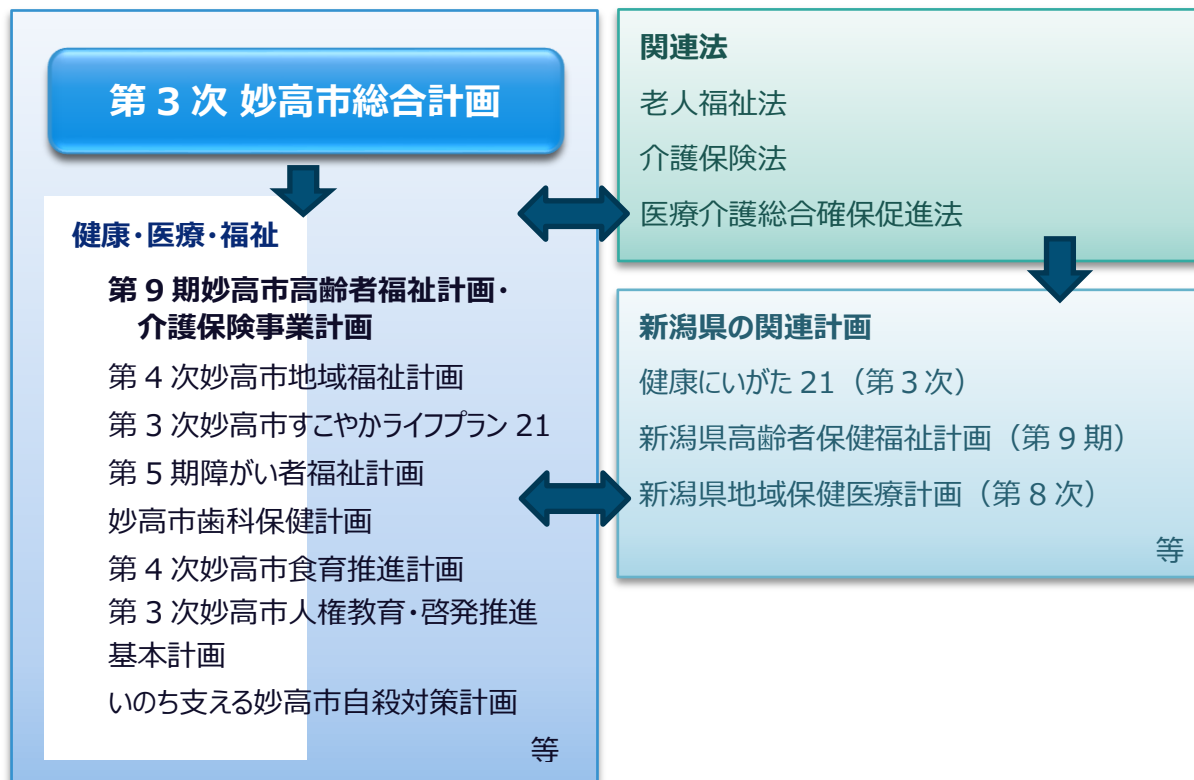
介護保険事業計画

介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、3年ごとに一体的に策定することが法で定められています(老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第6項)。高齢者福祉計画のうち、介護保険サービス等に関する部分を詳しく述べたものが介護保険事業計画となります。

(2) 計画の位置づけ

介護保険事業計画は、令和2年度を始年度とする「第3次妙高市総合計画」の下位計画にあたり、それを具現化する計画として位置付けられると共に、医療、保健、障がい者施策などの各種個別計画との整合を図りながら、妙高市における高齢者の医療、介護、福祉、保健、生きがいや社会参加、住みやすいまちづくりなど、高齢者施策全般に関わる行政計画になります。また、「新潟県高齢者保健福祉計画」、「新潟県地域保健医療計画」、「健康にいがた21」等との調整も図り策定します。



3 国の動向

介護保険事業計画は、介護保険法第 116 条第 1 項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針が示されます。

なお、予定では 7 月中に基本指針が示されることになっていますが、現在基本指針について以下の見直しが検討されています。

基本指針 見直しのポイント（案）

参考：社会保障審議会介護保険部会（第 106 回 令和 5 年 2 月 27 日）より

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

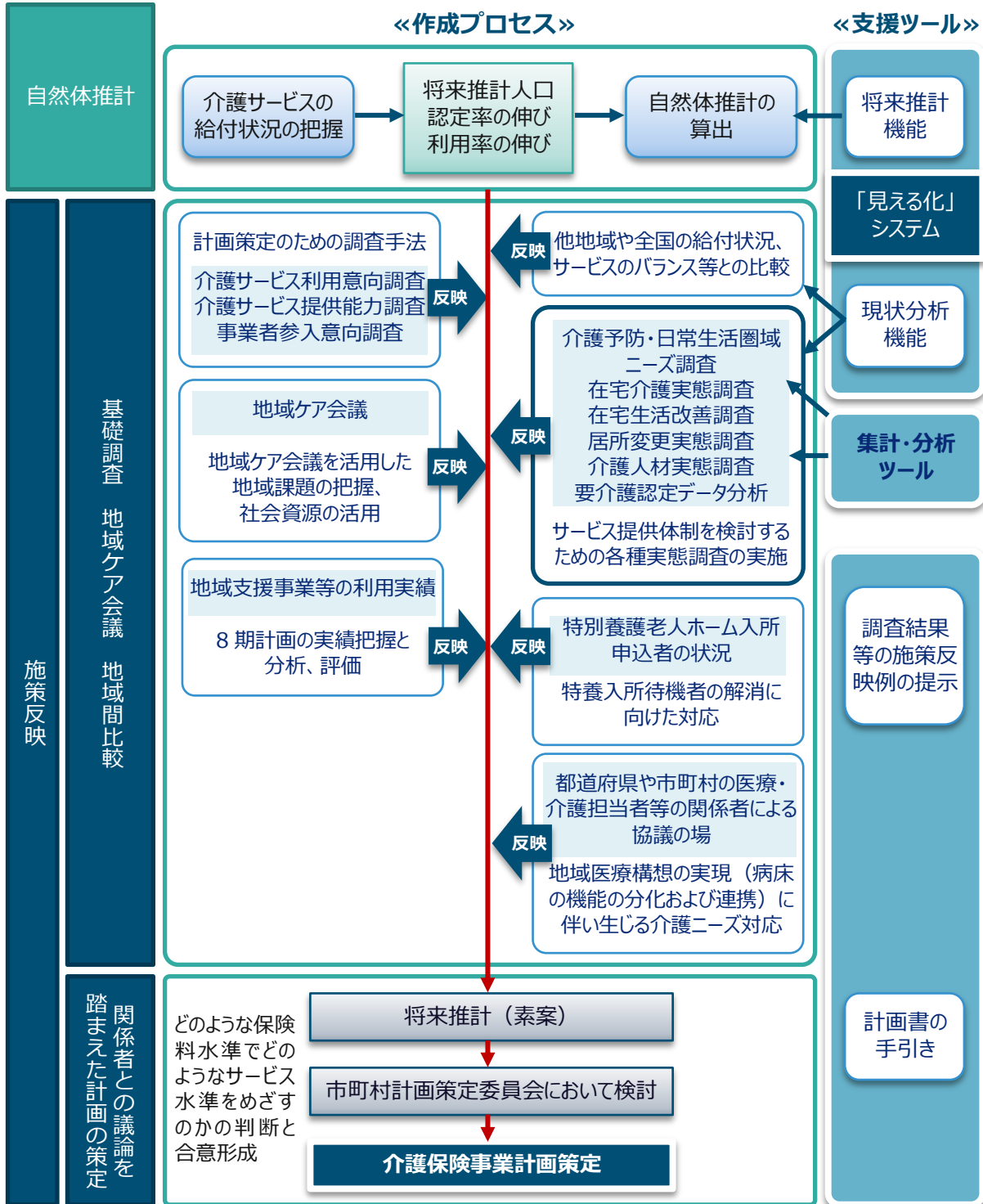
③ 保険者機能の強化・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3.地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援
- ・ 施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

4 計画策定に向けて

第9期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ



5 地域が目指すビジョンの設定

国では、第6期計画から第9期計画までを一貫した計画として位置づけ、方針を示しています。

第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）として、今回の計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えるとともに、高齢や人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれている。さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材確保、介護現場の生産性向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討したうえで計画に定める事が重要であると記されています。

妙高市の現状としては、上位計画の第3次妙高市総合計画でも記されているとおり、現役世代の人口減少が進行する一方、高齢者の若返りもみられる中で、より多くの方が意欲や能力に応じ、社会の担い手として長く活躍できるよう「一人ひとりの意思や能力、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする社会」、「地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な就労と社会参加の機会を得ながら、縦割りや支え手・受けてという関係を超え、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく地域共生社会」の実現に向けた環境整備を進めていくことが求められています。

これらを踏まえ、また、第6期から第9期計画を一貫した計画として位置づけられている事も踏まえ、第9期基本理念を次のとおり示します。

第9期基本理念（案）

住み慣れた地域で、一人ひとりが尊厳を持ち、健康で共に助け合い
自立した生活ができる地域共生社会の実現

<参考>

第8期基本理念

住み慣れた地域でいきいきと ～共生と支えあいのまち「みようこう」～

6 計画策定スケジュール

	日程	
第1回	令和5年6月29日	アンケート調査結果 第8期計画の評価・分析 第9期計画策定について
第2回	令和5年8月頃	第9期計画の構成 第9期計画の施策の概要
第3回	令和5年11月頃	第9期計画の施策の詳細 サービス見込み量の試算結果 第9期介護保険料（概算提示）
	令和6年1月頃	パブリックコメントの実施
第4回	令和6年3月頃	パブリックコメントの結果 第9期介護保険料の提示 計画書最終案